

答 申 第 30 号

令和2年2月20日

仙台市教育委員会 御中  
(教育局学校教育部教育相談課扱い)

仙台市個人情報保護審議会

会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第41条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年5月8日付けH31 教学相第227号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

## 記

### 諮問第37号

「〇〇〇〇が、平成〇年X月中旬の2校時目後の休み時間に、運動着ジャージパンツを下される等暴行行為が行われたことは周知の事実であり、加害主犯〇〇〇〇が自認の上、謝罪している。次の授業（3校時目）は、校庭で体育の授業が行われた。担任が、家庭訪問で被害生徒〇〇から聴き取った記録メモには加害生徒同学級6名の名前や他のクラス3名生徒等記載があり、いじめは、集団暴行傷害事件及び集団わいせつ行為事件であることは明らかであり、このことについて、学校と家庭において認識共有している。これらを記録した指導記録及び調査記録等々」に係る個人情報一部開示決定に対する審査請求

答申第 30 号  
(諮問第 37 号)

## 1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った個人情報一部開示決定は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、当時未成年者であった審査請求人（以下「請求人」という。）の法定代理人である請求人の父が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、請求人を代理して、「〇〇〇〇が、平成〇年 X 月中旬の 2 校時目後の休み時間に、運動着ジャージパンツを下される等暴行行為が行われたことは周知の事実であり、加害主犯〇〇〇〇が自認の上、謝罪している。次の授業（3 校時目）は、校庭で体育の授業が行われた。担任が、家庭訪問で被害生徒〇〇から聴き取った記録メモには加害生徒同学級 6 名の名前や他のクラス 3 名生徒等記載があり、いじめは、集団暴行傷害事件及び集団わいせつ行為事件であることは明らかであり、このことについて、学校と家庭において認識共有している。これらを記録した指導記録及び調査記録等々」（以下「対象個人情報」という。）の開示を請求したのに対し、実施機関が平成 30 年 12 月 10 日付けで個人情報一部開示決定（以下「原処分」という。）を行ったことについて、その処分の取消しを求めたものである。

## 3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書、意見書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

実施機関は、原処分においてその一部を開示した「X 月〇日（〇）事故報告 第一報」（開示資料番号 91 番）が当該いじめ事案の概要の全てであると主張しているが、そのような主張は次の理由により失当であって、平成〇年〇月〇日以降に作成された「聴き取り調査記録」「事故報告 第二報」等の公文書が存在すると考えることが社会通念上、常識的にみても妥当である。

(1) 開示された「X 月〇日（〇）事故報告 第一報」には、請求人が学校内で運動着ジャージパンツを下ろされる等の暴行行為を受けた時期が「X 月上旬」と記載されているが、実際には当該事案は X 月中旬（X 月 Y 日）に発生したものであることから、開示された文書以外にもその後の事実確認をしている記録があるはずである。

(2) 加害側の生徒の保護者から被害側の生徒である請求人の父母あてに提出された、平成〇年〇月〇日付けの「〇〇〇〇様へのいじめの件について（報告）」及び「〇〇〇〇様へのいじめの件について（お詫び）」、並びに同年〇月〇日付けの「〇〇〇〇様へのこれまでの対応と現状について」及び「念書」の計 4 通の文書に記載されているいじめの内容や、いじめが平成〇年〇月から X 月まで継続していたこと、いじめが発覚した X 月以降にクラスで孤立してしまったこと、いじめがエスカレートしたことにより不登校状態となってしまうこと等については、加害生徒側が事実として認めている。また、これら 4 通の文書の作成にあたっては、学年主任の A 教諭が加害側の生徒の保護者に対し内容をどうするかのアドバイスを行うなど、

学校側が深く関与していたのであり、実施機関では当然その内容を把握していたはずであるが、開示された文書にはその内容がほとんど反映されていない。

- (3) 加害側の主犯生徒に対しては、X月〇日以降もヒアリングが2週間にわたり毎日続けて行われており、その「聴き取り調査記録」等が存在しているはずである。
- (4) 請求人が請求人の父を通じて〇〇中学校に提出した「学校生活アンケートX月（いじめアンケート）」には、体育の授業において教員がいじめに加担する発言をしたため見学を余儀なくされたことや、学級（教室）内でのクラスメイトらによる吹聴いじめが発生したことについても記載したが、これらのことは開示された文書には全く反映されていない。
- (5) 請求人の父からの問い合わせに対して、担任のB教諭は「現在調査中」である旨を繰り返し回答しているため、その調査結果についての記録が存在するはずである。
- (6) 請求人の父は当該いじめ事案の調査について文書や電話及び口頭における問い合わせを再三行っており、実施機関はそれを受けて打合せ、話し合い、会議、確認、事情聴取等の何らかの対応を行い、その記録を作成したはずである。
- (7) 担任のB教諭が作成した「手書きの聴き取りメモ」（開示資料番号 90 番）には、いじめ行為が発生した現場には、加害側の主犯生徒を含め同級生6名や他のクラスの生徒が3名いたことが記載されており、このことから当該いじめ事案は集団暴行事件及び集団わいせつ行為事件であることは明らかであるが、このことは開示された「X月〇日（〇）事故報告 第一報」（開示資料番号 91 番）には全く反映されていない。

#### 4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

##### (1) 対象個人情報に記載された公文書の特定について

当時未成年者であった請求人の法定代理人である父からの開示請求を受けて実施機関において確認を行ったところ、対象個人情報が記録された公文書としては次の①、②及び③の3件が存在したことから、これらを対象公文書として特定し、②については開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができる情報を除いて一部開示決定したものである。なお、①及び③については非開示情報が含まれていなかったため、別途開示決定した。

##### ①「〇〇〇〇、〇〇〇〇聴き取り」（開示資料番号 89 番）及び「手書きの聴き取りメモ」（開示資料番号 90 番）

平成〇年X月〇日に来校した請求人の父から、請求人へのいじめの訴えがあったことから、即日事実確認を行った際に作成した調査記録及びメモ。

##### ②「X月〇日（〇）事故報告 第一報」（開示資料番号 91 番）

同年X月〇日の午前、当時の〇〇中学校長からの報告を受け実施機関（教育相談課）が作成した記録。

##### ③「〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連」（開示資料番号 76 番）

平成〇年〇月〇日に請求人の父から実施機関（教育相談課長）あてに慰謝料の請求や関係教職員の処分等の要求があったことを受け、実施機関が当時の〇〇中学校の校長、教頭、及び学年主任に対して行った調査の記録。

(2) 他にも開示すべき公文書があるはずであるとの請求人の主張について

「X月〇日(〇)事故報告 第一報」(開示資料番号91番)は、平成〇年X月〇日に請求人の父から請求人へのいじめの訴えがあったことを受け、同日中に〇〇中学校において被害側及び加害側の生徒双方からヒアリングを行い、翌〇日に学校からなされた報告を実施機関(教育相談課)において記録したものである。中学校において当該事案を認知したのは請求人の父からの訴えがあったX月〇日であり、それ以前の記録は存在しない。また、同月〇日の報告以後にいじめの再発は認められず、請求人及び請求人の父からの訴えもなかったことから、それ以降に当該事案に係る追加調査は行っていない。よって、原処分においてその一部を開示した当該文書と、原処分と併せて開示決定した「〇〇〇〇、〇〇〇〇聴き取り」(開示資料番号89番)、「手書きの聴き取りメモ」(開示資料番号90番)及び「〇〇中学校 〇〇〇〇(保護者・〇〇小教諭)関連」(開示資料番号76番)のほかには、請求人が開示を求めるといった内容を記載した調査記録文書は存在しない。

## 5 背景となった事案の概要

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張、並びに弁明書及び口頭による実施機関の説明によれば、本件開示請求の背景となった事案は概ね次のとおりである。

- (1) 平成〇年X月に、請求人が当時在籍していた仙台市立〇〇中学校の校内において、同級生から運動着ジャージパンツを下ろされる等の事案が発生した。なお、当該事案の発生時期について、実施機関は「X月上旬」として日付は特定していないとしているのに対し、請求人は「X月中旬」(X月Y日)に発生したものと主張している。
- (2) 〇〇中学校では、請求人の父からの訴えを受け、当時の担任であったB教諭が被害側・加害側の両生徒から聞き取りを行い、手書きメモ(開示資料番号90)及び聞き取りメモ(開示資料番号89)を作成した。また、教育相談課では校長からの電話による報告を受け、平成〇年X月〇日付けでその内容を記録した「事故報告 第一報」(開示資料番号91)を作成した。
- (3) 加害側の生徒の保護者から、請求人及び請求人の父母に対し、平成〇年〇月〇日付けで「〇〇〇〇様へのいじめの件について(報告)」及び「〇〇〇〇様へのいじめの件について(お詫び)」の2通の文書が、また同年〇月〇日付けで「〇〇〇〇様へのこれまでの対応と現状について」及び「念書」の2通の文書が提出された。なお、請求人は、これらの文書は実質的には実施機関(学校側)が主導して作成したものであると主張しているのに対し、実施機関は、加害側の生徒の保護者からの相談等を受けて、一般的な助言や、文書の作成途中でのパソコンによる清書を行ったことはあるものの、学校側が主導的に文書の作成に当たったものではないとしている。
- (4) 請求人の父から慰謝料の請求や関係教職員等の処分等の要求があったことを受け、実施機関は、〇〇中学校の校長等に対する調査を行い、その記録として「〇〇中学校 〇〇〇〇(保護者・〇〇小教諭)関連」(開示資料番号76番)を作成した。
- (5) 平成〇年〇月に、請求人が仙台市を相手方とした民事調停の申立てを行い、同年〇月、実施機関では調停への対応の一環として、当時の〇〇中学校の校長、教頭、学年主任のA教諭等の各教諭に確認した内容を記載した「〇〇中事案に係る調停 認否案(第一準備書面)」(開

示資料番号 88) を作成した。

## 6 審議会の判断

### (1) 原処分において非開示とされた情報の非開示事由該当性について

条例第 17 条第 2 号は、「開示請求に係る個人情報の本人……以外の個人に関する情報……であって、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求に係る本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については非開示とする旨を定めたものである。

当審議会において本件対象個人情報を見分したところ、非開示部分に記載されているのは、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができる情報と認められることから、当該情報については条例第 17 条第 2 号に該当するものとして非開示とすることが相当である。

### (2) 実施機関に対する見分調査について

実施機関は、請求人に対し既に開示した文書のほかには、請求人が開示を求めるような内容を記載した調査記録文書は存在しないとしているのに対し、請求人は、開示されたものの他にも開示すべき公文書が存在するはずであると主張するので、当審議会では条例第 48 条第 4 項の規定に基づき、実施機関に対し見分調査を行った。

見分調査は、令和元年 9 月 6 日及び同年 10 月 21 日に、教育相談課執務室及び〇〇中学校において、開示請求に係る個人情報の本人である請求人に関する記録を含む一連のファイルに綴られた文書、並びに同課及び同校に保存されている電磁的記録を対象として実施した。

しかしながら、調査の結果として、原処分により請求人に対しその一部を非開示とした上で開示された文書以外には本件対象個人情報が記載された公文書を発見することはできなかった。

### (3) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

## 審議会の処理経過

(諮問第 37 号)

年 月 日	内 容
令和 元. 5. 8	・ 諮問を受けた
元. 5. 9 (令和元年度第 1 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
元. 5. 17	・ 請求人から口頭意見陳述の申出を受けた
元. 5. 22	・ 実施機関（教育局学校教育部教育相談課）から弁明書の提出を受けた
元. 5. 30 (令和元年度第 2 回 個人情報保護審議会)	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った
元. 5. 30	・ 請求人から反論書の提出を受けた
元. 6. 20 (令和元年度第 3 回 個人情報保護審議会)	・ 請求人から口頭で意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った
元. 8. 6 (令和元年度第 4 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
元. 9. 6	・ 実施機関に対する見分調査を行った
元. 9. 10 (令和元年度第 6 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
元. 10. 21	・ 実施機関に対する再度の見分調査を行った
元. 10. 24 (令和元年度第 7 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
元. 11. 19 (令和元年度第 8 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
元. 12. 26 (令和元年度第 9 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った